令和８年度第２回袖ケ浦市国民健康保険運営協議会

１　開催日時　　令和８年８月１９日（水）　午後２時３０分開会

２　開催場所　　袖ケ浦市役所　北庁舎３階　会議室３－１（災害対策室）

３　出席委員

会　長	安枝　玲司	委　員	保坂　勝美
会長代理	杉浦　弘樹	委　員	髙橋　美緒
委　員	内藤　惠子	委　員	連　修
委　員	根本　政延	委　員	佐久間　貴章
委　員	牧野　喜美代	委　員	藤井　希和

（欠席委員）

委　員	有原　努	委　員	中村　武仁
委　員	徐　基源		

４　出席職員

市民生活部 部長	金子　則彦	保険年金課 課長	大田　歩
保険年金課 副課長	長谷川　雅史	保険年金課 後期高齢・年金班長	渡邉　星矢
保険年金課 後期高齢・年金班	高木　佳代子	保険年金課 国民健康保険班	小泉　愛瀬

５　傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	５人	傍聴人数	０人

６　議　　題

(1) 令和７年度袖ケ浦市国民健康保険特別会計決算（案）について

(2) 第４期袖ケ浦市国民健康保険財政運営方針の中間見直しについて

７　議　　事

【議　事】

議　　長　それでは、規定により、本日の議長を務めさせていただきます。
なお、本日の会議録につきましては、前回と同様に、発言者の氏名は伏せて、市のホームページに公開してまいりますので、ご了承願います。
それでは、本日の議題に入らせていただきます。
本日の議題は１件で、報告案件となります。
では、議題１「令和７年度袖ケ浦市国民健康保険特別会計決算（案）について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

【議 題 １】

事　務　局　議題１「令和７年度袖ケ浦市国民健康保険特別会計決算（案）について」、配布資料により説明。

【質　疑】

委　　員　県支出金の特別交付金について、約６５０万円増加しているんですけれども、その理由を教えてください。

事　務　局　まず県支出金の特別交付金について、少し説明させていただきますと、大きく三つの交付金を合わせた金額となりまして、まず一つ目が保険者の取組みに応じたポイントに交付される保険者努力支援制度分、二つ目に先ほどの保険者努力支援制度と異なる項目に対するポイントに交付される県繰入金分、三つ目が、特定健康診査、特定保健指導などの保健事業の事業費に対して交付される保健事業費分となります。
このうち、増額となったものは、県繰入金分と保健事業費分で、県繰入金は、令和７年度において保険税収納率が向上したことによりポイントが加算されたことによる増加で、保健事業費分につきましては、特定保健指導事業における人件費が増加したことによる増加となります。

委　　員　国民健康保険の運営状況の６ページの医療費の推移の中で、調剤の減少が続いていると記載がありますが、同資料の１４ページのジェネリック医薬品の使用率の増加が影響しているのかと思うんですけれども、こ

の原因がわかれば教えてください。
　また、１カ月の医療費の自己負担額が一定額を超えた分が補填される高額療養費についてですけれども、今月一日から引き上げられるというところで、影響があるのが県の支出金や保険給付費だと思うんですけれども、この引上げは予算に既に組み込まれているんでしょうか。
　もし組み込まれていないのであれば、今後どのようになるのか考えを教えてください。

事　務　局　医療費通知事業で、差額通知を対象者に送付しておりますが、この通知は、仮にあなたがジェネリック医薬品に変更した場合、これくらい負担額が下がりますよという通知になります。
　令和６年度の送付件数は２８５通で、令和７年度では１３２通に減少していることから、調剤の減少につきましては、ジェネリック医薬品の使用が増加していることが要因と推察しております。
　次に、高額療養費の自己負担限度額が令和８年８月から引き上げられました。令和７年１２月くらいから自己負担限度額の引上げの話は認識しておりましたが、上限がいくらになるのか等の具体的なものが示されておりませんでしたので、令和８年度予算にも組み込んでおりません。
　今後の見込みですが、高額療養費の自己負担限度額が引き上げられたことで、被保険者の負担が増加することから、保険給付費は減少するものと推察しております。

委　　員　決算資料４ページの保健事業費についてですけれども、人件費の増ということで約３７０万円程度増加していますけれども、８ページ以降の詳細を見ると特定保健指導等事業費の約５００万円弱の増が原因かと思いますが、具体的な原因を教えてください。

事　務　局　保健事業費約３７０万円の増は、特定保健指導等事業費の増額によるものですが、具体的な内容は、正職員が育児休業を取得したため、代わりに会計年度任用職員を採用したことによる増額となります。
　正職員の人件費は、総務費に計上しておりますが、会計年度任用職員の人件費は、保健事業費で計上することとなりますので、その分が増加したものとなります。
委　　員　正職員の人件費は総務費で計上されるということは、一般会計からの繰入金で賄われると思うんですが、保健事業費で計上するとなると保険税で賄うことになるのでしょうか。

事　務　局　現状、保健事業費につきましては、事業費から県支出金の特別交付金の保健事業費分を差し引いた金額を、法定外繰入金として一般会計より繰り入れておりますので、保険税で賄っているものではございません。
ただし、これは法定外繰入金ですので、今後繰入れないという判断になった際には、保険税で賄わなければならない費用となります。

委　　員　特定健診の受診率についてですが、前年度比で０．３％減少しています。対象者全体が減少しているので、仕方ない部分もあるでしょうけど、昨年より２０３人も減少しています。定期的にお話させていただいておりますが、保険税がだいぶ引き上げられて人間ドックの助成額が近隣他市よりも少ない状況がありますので、受診率を向上させるためにも、その辺を検討していただきたいと思います。要望としてお願いします。

議　　長　続きまして、議題２、「第４期袖ケ浦市国民健康保険財政運営方針の中間見直しについて」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

【議 題 ２】

事　務　局　議題２「第４期袖ケ浦市国民健康保険財政運営方針の中間見直しについて」、配布資料により説明。

【質　疑】

委　　員　運営方針は、毎年保険税率を上げたり下げたりすると不安定になることから、長期的に保険税率を決めるために、平成２５年あたりに策定したという経緯があったと記憶しています。
その時は、まだ広域化されておらず、平成３０年度から事業主体が県に移り、事業費納付金を県に納めるように制度が変更されました。
当初予算を作成するときには、事業費納付金は当然決まっているでしょうし、公会計の原則である単年度主義という観点からも、単年度ごとに保険税率を見直すというのはいいことだと思っております。
その上で、前回５月の改定時にも話しましたけれども、被保険者に過度な負担を与えないという観点から、課税部門からデータを所得するなど、できるだけ直近のデータを用いて算定してほしいところですが、その辺はいかがでしょうか。

事　務　局　課税部門から住民税賦課前にデータを提供してもらうというのが、なかなか難しいというのが実際のところです。

また、現状として、全国的に平均賃金も最低賃金も上昇しており、令和８年度当初賦課において、総所得金額は増加するものと見込んでいましたが、実際には令和７年度よりも減少したところもございました。

国保加入者は給与所得者が少なく、住民税が賦課される方と同じような所得の動きをしないところがございますので、過去の傾向を見ながら予測を立てていく方がよいのかなと考えているところです。

令和９年度以降の税率につきましては、その年度の事業費納付金にその年度の保険税において賄うべき費用の額と交付金等を加減算して、できる限り正確なものを算定し、納税者の負担を最小限にするように見直しを行う予定でおりますので、ご理解いただければと思います。

委　　員　結局、最終的には県が示す標準保険料率に近づけて県内統一していくんでしょうけども、現状、４７都道府県で統一を達成しているのが２府県で、多くの都道府県は統一の目標年度も決まっていない状況だと伺っております。

来年度も赤字になる可能性もありますから、より納得感のある保険税率を算定していただきたいと思います。

事　務　局　統一される目標年度ですけれども、国からは令和１５年度まで、遅くとも１８年度までには統一するようガイドラインが出ております。基本的には１５年度を目標にと言われておりますので、おそらく千葉県もそこを目標に進めていくのではないかなと考えております。

また、今千葉県の方でも千葉県国民健康保険運営方針の中間見直しを行っておりますので、こちらに載ってくるものと思っております。

先ほど繰越額の話が出ましたが、歳出も保険給付費などは月遅れで発生し、また歳入に関しても保険税収入は５月末まで入ってきますので、なかなか予測が難しく、令和７年度において約４，０００万円が繰越となったところです。

また、令和６年度から令和７年度にかけて事業費納付金が約１億円下がるなど、事業費納付金の推移は予測が難しいため、繰越額等を含め毎年税率の見直しについて検討していければと考えております。

毎年見直すというのは、必ず改定するわけではありませんが、子ども・子育て支援金については、国から令和１０年度まで段階的に引き上げるとの説明がありましたので、その分は改定が必要かと思います。

【閉　会】

午後３時３０分閉会